科学研究費助成事業 研究成果報告書



平成 28 年 6 月 8 日現在

機関番号: 11501

研究種目: 基盤研究(B)(一般)

研究期間: 2013~2015

課題番号: 25283002

研究課題名(和文)グローバル時代の人の移動の自由と管理ー社会保障制度を中心にー

研究課題名(英文)Transnational Migration between the Right to Freedom and the Control of the States

研究代表者

高橋 和 (TAKAHASHI, Kazu)

山形大学・人文学部・教授

研究者番号:50238094

交付決定額(研究期間全体):(直接経費) 5,800,000円

研究成果の概要(和文):グローバル化の進展は人の国際移動を活発化し、量的な拡大だけでなく移動形態も多様化した。しかし国際移動は社会保障というセーフティネットからも外れることを意味する。本研究は、国際移動によって脆弱な状況にある人々が社会保障制度を享受できない時にトランスナショナルコミュニティという私的な組織に依拠せざるを得ないこと、移民がセキュリタイゼーションの対象となることによって社会保障制度からいっそう排除される傾向にあることを明らかにした。それゆえに移民に対するセキュリタイゼーションを解除するための方向性として、国際機関が取り組んでいる「人権基盤アプローチ」が有効ではないかという結論に至った。

研究成果の概要(英文): As the age of the globalization, transnational migrants increased rapidly, and migrants who cannot enjoy the social welfare increased. Recently migrants became the target of discourse of welfare tourism and tend to be exclued from the social welfare. The citizenship is distinguished between natives and migrants. At the same time the argument on securitization which targeted for migrants as the threat to national security became stronger. These causes made the situation of migrants vulnerable.

We clarified the vulnerability of social safety net supplemented by the families at home or the transnational communities. However, the migrants's vulnerability cannot be improved even by the supplements. The international organizations reinterpreted the definition of migrants and refugee and try to launch the human-based approach instead of securitization approach. For the bridging the social welfare systems of each government, the lead of international organizations is essential.

研究分野: 国際関係論

キーワード: 移民 難民 国境管理 社会保障 市民権 多文化共生 トランスナショナルコミュニティ 混合移民

1.研究開始当初の背景

人の国際移動に関する研究では、国家の移民管理の視点からの研究が主流である。これに対して、人権論の立場からは、人が自由に移動する権利という観点から国家の管理に対する批判と移民の権利保護という立場のの批判がなされている。しかし、これらの研究では移動している人のライフサイクルという観点はほとんど等関にされてきた。これではなられているのかという新しい視点が必要であろうと考えた。

2.研究の目的

(1)上記のような視点の転換を踏まえて、このプロジェクトでは、グローバル化の進展とともに急速に増加した国境を越えて移動する人々の権利を保護するための制度がどのように構築されているのかを明らかにする。

(2)ここで調査・分析しようとする対象は、公的な社会保障制度だけに留まらない。プライベートな空間や制度も含まれる。とりわけ、血縁や出身地を臍帯とするトランスナショナルなコミュニティや家族が、セーフティネットとしてどのように機能しているかという点についても明らかにする。

(3)こうした調査・分析を踏まえて、社会保障制度の国際的な連携の必要性とガバナンスの可能性を検討する。

3.研究の方法

- (1)研究状況の整理により、研究史の整理を行い、問題点を明確にし、プロジェクトメンバーの間で問題を共有する。
- (2)研究対象を中国の朝鮮族、韓国、チェコ、ブルガリア、フランスに絞り込み、現地調査を実施した。
- (3)これらの文献資料と調査結果の分析を 踏まえて、社会保障制度の問題点とそれを補 完している制度の状況を検討した。
- (4)以上のプロセスを経て、社会保障制度 の問題点を明らかにし、議論を深化させるた めに海外からゲストスピーカーを招聘し、国 際シンポジウムを行う。

4.研究成果

(1)グローバル化にともない、人の移動は活発化している。途上国から先進国への移動・定住という一方方向だけでなく、受入国と送り出し国の往復を繰り返すタイプや複数の国家を渡り歩く回遊タイプや日常的に国境を越えて働いているタイプなど従来の研究では想定されていなかった移動の形態がみられるようになった。

しかし社会保障制度はこうした多様化した人の移動に対応していないため、ソーシャルサービスを受けられない人が増加している。

- (2)中国朝鮮族の調査研究から、中国朝鮮族では、移動の形態が中国 韓国、中国 日本という二国間のみならず、中国 韓国 日本という多国間の回遊型移動という形態をとる。すなわち国際移動は定住を予定しておらず、いわゆる「移民」というカテゴリーでは捉えられない。
- (3)定住をしない理由として、年金の受給 資格を失う、子育て環境がないということが 挙げられており、ソーシャルサービスの受給 資格がないこと、それゆえに将来に対する不 安から母国の年金制度に頼らなければなら ない現状が見える。
- (4)こうした現状は、家族の形態も変化させる。家族の統合を理由に移動する人がいる一方で、子供を祖父母に預けて出稼ぎに行く人も増えている。中国では「フライイング・ベイビー」ということばもあり、こどもを母国に残して海外で働く親が増えている。

これに対して EU では、家族統合を理由に 家族を伴った移動が増えて、受け入れ社会で は児童手当目当ての移民であるという「福祉 ツーリズム」の批判の声が高くなり、各国政 府は移民に対する社会福祉を制限する方向 に動き出した。

(5)「福祉ツーリズム」という言説は、「市 民権」を享受するのはだれかという問題とそ れに伴って「移民の排除」という議論を巻き 起こした。移民を排除しようとする議論は、 移民を「セキュリタイゼーション」の対象と することによって正当化される。その結果、 移民の視点で議論されるべき市民権の問題 は後退し、国家の安全保障の視点での議論に 転換してしまった。これによって人の移動の 管理の側面が一層強化されることになった。 (6)この背景には、2015年から急増した難 民の EU への流入がある。中東地域の不安定 化、とりわけシリアの混乱は EU への人の移 動を急激に増加させた。100 万人を越える人 の移動に EU は当初は受け入れを表明したが、 のちに方針を転換し、トルコへの送還を決め た。この状況のなかで移動する人は難民か移 民かという議論に至る。

受け入れ側の論理として難民は受け入れるが移民は受け入れないと区別する背景には、市民権を享受するのはだれかという議論とセキュリタイゼーションの対象としての

移民という(5)の議論がある。

(7)移民と難民を区別することは国際機関に影響を及ぼした。難民を対象とする国際機関は、難民と移民のグレーゾンにある人を救済の対象とできないことは、人道的な救済を目的として活動している現場にとっては悩ましい状況となっていた。そこでこうした状況を打開するために「混合移民」という新しい概念が現れた。

「混合移民」は現場の状況を反映したものであるが、他方で国際的に移動する人を移動の理由で区別するのではなく、おかれている状況から判断して救済の対象とするということを意味する。国際機関の「人道的配慮」という対応は「人権アプローチ」であると位置づけることによって、各国に対しても「市民とはだれか」「市民権を享受するのはだれか」という問題の立て方を乗り越えようとする方向を示すことが可能となる。

- (8)難民問題は、人の移動がセキュリタイゼーションの対象となったことで国連の安保理で審議される問題となった。安保理審議においても人権アプローチによる難民問題の対応に関心が示されるようになった。
- (9)人の移動と社会保障制度は、国家と市民の関係をどのように規定するかという問題である。社会保障制度から抜け落ちた部分は家族や地域、民族と臍帯とする私的なセーフティネットで補完されている。しかし強制移動やそれに準じる状況で移動する人に少っては、私的なセーフティネットさえもいるという状況に鑑みれば、それぞれの政府の政策が「市民権」を盾とする「排除」の政策から「市民権」を梃子に包摂の論理に移行する必要がある。

(10)今後の課題は、「排他的市民権」の考え 方から「包摂的市民権」の考え方への転換を 促すためには何が必要か、すなわちセキュリ タイゼーションをどのように解除するのか という観点の議論が必要である。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者に は下線)

[雑誌論文](計 12件)

髙橋和、EU における人の移動と社会保障 社会保障ツーリズムという言説、山形大学 紀要(社会科学) 査読有、第 46 巻、2016、 pp.1-18

http://id.nii.ac.jp/1348/00003970/

丸山政己、混合移動概念と国際組織による人権基盤アプローチ - 北アフリカと中東 難民・移民問題をめぐって - 、山形大学法政 論叢、査読有、第 65 巻、2016、pp.1-36

<u>宮島美花</u>、中国朝鮮族の移動と生活 日本在住の朝鮮族へのアンケート調査から一、

香川大学経済学部研究年報、査読有、第 55 巻、pp.77-106

http://shark.lib.kagawa-u.ac.jp/kuir/metadata/27750

<u>中島宏</u>、フランスにおける Baby Loup 事件とライシテ原則適用の拡大の試み、憲法理論叢書、査読有、第 23 巻、2015 年、pp. 169-181

北川忠明、レオン・ブルジョワにおける 連帯・共和国・国際連盟構想(三)、山形大学 法政論叢、査読有、第63・64、2015、pp.1-59

北川忠明、レオン・ブルジョワにおける 連帯・共和国・国際連盟構想(二)、査読有、 山形大学法政論叢、査読有、第 62、2015、 pp.1-56

http://id.nii.ac.jp/1348/00003397/

松本邦彦、多文化共生に関する地方議会 議員の意識調査から、山形大学法政論叢、査 読有、第 63・64、2015,pp.91-129 http://id.nii.ac.jp/1348/00004052/

<u>宮島美花</u>、移動を説明する諸理論と中国 朝鮮族の移動・生活、香川大学経済論叢、査 読有、第 87 巻、2015、pp.185-216 http://shark.lib.kagawa-u.ac.jp/kuir/metadata/2 7669

中島宏、フランスにおける Baby Loup 事件についての予備的素描、山形大学法政論叢、査読有、第 60・61 号、2014 年、pp.129-152 http://id.nii.ac.jp/1348/00003406/

髙橋和、欧州東部における越境地域協力 (CBC)の変容 EU 対ロシア? - 、山形大学 紀要(社会科学) 査読有、第43号、pp.19-34 http://id.nii.ac.jp/1348/00001239/

<u>宮島美花</u>、中国朝鮮族の移動と韓国の社会保障、香川大学経済年報、査読無、第 53号、2013年、pp.73-100

http://shark.lib.kagawa-u.ac.jp/kuir/metadata/27716

<u>北川忠明</u>、レオン・ブルジョワにおける 連帯・共和国・国際連盟構想、山形大学法政 論叢、査読有、第 60・61 号、pp.217-270 http://id.nii.ac.jp/1348/00003409/

[学会発表](計 9件)

TAKAHASHI Kazu, Migration in the EU and the Discourse of Social Tourism, International Symposium: International Migration between the Right to Freedom and the Control of the States, 2015年9月13日、山形大学人文学部(山形市)

MARUYAMA Masami, ' Mixed Migration'

: Some Implication of Human Rights Based Approach, International Symposium: International Migration between the Right to Freedom and the Control of the States, 2015 年 9 月 13 日、山形大学人文学部(山形市)

宮島美花、朝鮮族の移動と社会保障、International Symposium: International Migration between the Right to Freedom and the Control of the States, 2015年9月13日、山形大学人文学部(山形市)

松本邦彦、多文化共生に関する地方議会議員の意識調査から、International Symposium: International Migration between the Right to Freedom and the Control of the States, 2015年9月13日、山形大学人文学部(山形市)

Vaclav Houzvicka, Schengen Agreement and the Cross Border Cooperation, International Symposium: International Migration between the Right to Freedom and the Control of the States, 2015年9月13日、山形大学人文学部(山形市)

髙橋和、ヒトの国際移動に関する研究動 向と課題、北東アジア学会第 20 回学術研究 大会、2014 年 9 月 21 日、日本大学国際関係 学部(三島市)

宮島美花、中国朝鮮族の移動と移民の社会保障、北東アジア学会第 20 回各術研究大会、2014 年 9 月 21 日、日本大学国際関係学部(三島市)

髙橋和、東方パートナーシップをめぐる 地域と列強の相克、EUIJ 関西、2014 年 5 月 21 日、関西学院大学 (西宮市)(招待講演)

髙橋和、EU とロシアの境界地域における サブリージョナリズム、日本国際政治学会、 2013 年 10 月 23 日、朱鷺メッセ(新潟市)

[図書](計 1 件)

高橋和 他、グローバル時代のヒトの移動の自由と管理 社会保障制度を中心に一、研究成果報告書、2016年、154

〔産業財産権〕

出願状況(計件)該当しない。

名称:

発明者: 権利者:

種類: 番号:

出願年月日: 国内外の別: 取得状況(計 件) 該当しない。

名称: 発明者:

権利者: 種類: 番号:

取得年月日: 国内外の別:

〔その他〕 ホームページ等

6.研究組織

(1)研究代表者

高橋 和 (TAKAHASHI Kazu) 山形大学・人文学部・教授 研究者番号:50238094

(2)研究分担者

北川 忠明 (KITAGAWA Tadaaki) 山形大学・人文学部・教授 研究者番号: 0 0 1 4 4 1 0 5

(3)研究分担者

松本 邦彦 (MATUMOTO Kunihiko) 山形大学・人文学部・教授 研究者番号: 40241682

(4)研究分担者

中島宏 (NAKASHIMA Hiroshi) 山形大学・人文学部・准教授 研究者番号:90507617

(5)研究分担者

丸山 政己 (MARUYAMA Masami) 山形大学・人文学部・准教授 研究者番号:70542025

(6)研究分担者

宮島 美花 (MIYAJIMA Mika) 香川大学・経済学部・教授 研究者番号:10452666

(7)研究分担者

菅原淳子 (SUGAHARA Jyunko) 二松学舎大学・国際政治経済学部・教授 研究者番号: 40196697

(8)研究協力者

呉紅敏 (Wo, Hongmiin) 大阪経済法科大学・教養部・准教授

(9)研究協力者

ヴァーツラフ・ホウジビチカ (PhD. Vaclav Houzvicka) J.E.Prukne 大学(チェコ共和国)・ 経済社会学部・准教授